

知立市附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

知立市長

知立市規則第 号

知立市附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知立市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成２６年知立市規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

知立市立地適正化計画策定委員会	都市整備部都市計画課
知立市総合公共交通会議	都市整備部まちづくり課

」を

「

知立市立地適正化計画策定委員会	都市整備部都市計画課
-----------------	------------

」に改

める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。